

賛助会員総会運営規程

(制定 平成12年12月5日 輸技協総第12-50号)

(改正 平成13年11月13日 輸技協総第13-51号)

(改正 平成24年3月9日 輸技協総第23-211号)

(目的)

第1条 定款第46条第5項の規定による賛助会員総会の運営に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(総会の招集)

第2条 賛助会員総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(監事の出席)

第3条 監事は、必要と認める場合においては賛助会員総会に出席することができる。

(事務局役職員の出席)

第4条 賛助会員総会には、事務局職員を出席させて、必要な説明をさせることができる。

(庶務)

第5条 賛助会員総会の庶務は、総務部総務課で行う。

附 則

この規程は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この規程の第3条3項は、平成13年11月13日から施行する。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人の登記の日から適用する。